

第7期事業計画（案）

（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）

1. 事業実施方針

法人設立後、7期目を迎え、マンション管理士団体の全国組織としてのさらなる発展と、会員会及びその所属マンション管理士の社会的地位の向上のため、前期以前から実施している各種の事業を継続するほか、第3号から第5号までの各議案の承認決議に基づき、国家資格者の団体として求められる組織再編を実施し、日管連の存在及び活動状況の周知に努めます。

なお、後記の事業のいくつかは、平成26年度国土交通省補助事業を通じて実施するべく、提案事業の応募を申請していたところ、7月22日に採択が通知され、資金交付申請を経て8月8日現在、事業開始決定を待つ状況にあります。

2. 事業予定

一 全国のマンション管理士団体の連絡調整に関すること

- ・ 事務局によって機動的に情報の収集を行い、会員会及び所属マンション管理士に対する迅速な伝達・提供に努める。
- ・ 会員会が存在しない都道府県（いわゆる「空白県」）における会員会標準定款に準拠したマンション管理士会の設立と日管連への加入のほか、会員会に加入していないマンション管理士の会員会への加入を促進する。

二 国及び関係団体との連携、協力に関すること

- ・ 国及び関係団体等との連携を一層強化するとともに、国土交通省補助事業の完遂により、国のマンション管理施策の推進協力者としての地位の確立を目指す。
- ・ 国土交通省の検討会、マンション行政担当者連絡会議、関係団体の各種検討会等の会議または活動への積極的な参加により、マンション管理士団体の全国組織である日管連の存在を知らしめる。
- ・ 特に、地方公共団体に対して、その施策の推進協力者としての会員会及び所属マンション管理士の活用の有用性を訴求し、その活用を推進する。
- ・ （公財）マンション管理センターの「マンションみらいネット」の促進事業に対する協力や、訪問説明その他の事業への協力を通じて、所属マンション管理士の業務活動の機会の拡大を図る。
- ・ 関係団体との協議、連携、協力に基づき、マンション管理を取り巻く環境において日管連、会員会及び所属マンション管理士が担うべき役割の明確化に努める。

三 マンション管理士制度の普及、周知に関すること

- ・ 平成26年度国土交通省補助事業「マンション管理適正化・再生推進事業」のうち、専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業を通じた下記事業の実施。

①管理に問題が生じているマンションにおける管理組合の管理適正化に係る合意形成支援

②管理組合に専門家を役員等として派遣することによる管理組合運営業務等の実施
四 国、関係団体等に対する要望活動に関すること

- ・ 国、関係団体等に対して、会員の事業活動及び所属マンション管理士の業務活動の実績と成果を示し、マンション管理適正化法の趣旨に沿ったマンション管理士の活用 の有用性の啓発に努める。
- ・ 自主的な組織体制整備の成果を示すとともに、「(仮称) マンション管理士法」の制定を目指した検討や活動を行う。

五 マンション管理に関する調査研究及びマンション管理士の研修に関すること

- ・ 平成26年度国土交通省補助事業「マンション管理適正化・再生推進事業」のうち、管理組合に専門家を派遣するための人材確保に係る体制整備に関する事業を通じた下記研修の実施。

①マンション管理士合同研修会（平成27年1月／静岡市）

②マンション管理士実務研修会（平成26年11月頃／東京及び地方都市）

六 裁判外紛争解決手続の実施に関すること

- ・ 法務省との間で進めているADRの認証申請の事前協議を継続するほか、研修実施体制の確立や事務所の確保などの課題の克服に努め、早期の本申請を目指す。

七 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業に関すること

1. マンション管理士の組織再編に関する事業

第3号から第5号までの各議案の承認決議に基づき、「組織再編成による各会員会の対応（日管連基本方針）」「組織再編成にあたって厳守すべき事項」に則り、かつ、新定款及び会員会標準定款に定める要件を具備した会員会の組織再編を実施する。主な事業と実施期限等は時系列で下記のとおり。

①新組織における事業計画、研修・業務支援の実施体制の策定（平成27年1月）

②組織再編後の運営を踏まえた第7期修正予算案（会員会の年会費・マンション管理士登録料を含む。）の立案と、臨時総会の開催運営（平成27年1月）

③同一都府県内に他の会員会が存在しない会員会の届出の受付・審査（平成27年3月）

④同一都府県内に存在する複数の会員会所属のマンション管理士によって新たに設立されるマンション管理士会の入会申請の受付・審査（平成27年5月）

⑤新定款に基づく各種運営ルール等の策定（平成27年6月）

⑥国及び地方公共団体等に対する関係事項の広報（平成27年6月）

⑦新組織の総会議決権の確定、マンション管理士の登録準備（平成27年7月～※厳密には第8期事業年度の事業）

2. 改正倫理規程の施行に伴う事業

3. その他、会員会所属マンション管理士の業務活動の支援に資する事業

以上